

省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、「省エネ改修工事を行った既存住宅にかかる固定資産税の減額措置」制度が創設されました。

■要件

(1) 家屋要件

- ①平成26年4月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること。
- ②居住部分が2分の1以上あること。
- ③改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ④現在、耐震改修に伴う減額を受けていない住宅であること。

(2) 改修工事の要件

断熱改修に係る工事	その他の工事
<ul style="list-style-type: none">・窓の断熱改修工事（必須）・床の断熱改修工事・天井の断熱改修工事・壁の断熱改修工事	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電装置設置工事・高効率空調機設置工事・高効率給湯器設置工事・太陽熱利用システム設置工事

令和6年3月31日までの間に完了した改修工事等であって、補助金等を除く自己負担額が1戸当たり60万円超で、1. 又は2. に該当すること

1. 断熱改修に係る工事費が60万円超である場合
2. 断熱改修に係る工事費が50万円超であって、その他の工事費と合わせて60万円超となる場合

■減額の内容

申告があった年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の当該家屋分（120㎡以下の部分に限る。）の固定資産税の3分の1を減額します。

※省エネ改修に伴う減額は1戸につき1度しか受けることができません。

■申請方法

改修工事が完了した日から3ヶ月以内に「熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額申告書」に次の書類を添えて資産税担当へ申請してください。

- (1) 増改築等工事証明書（省エネ基準に適合した工事であることの証明書）

※おもに建築士などが発行する

- (2) 領収書の写し（省エネ改修工事に要した額がわかるもの）

【お問い合わせ先】

宮代町資産税担当 電話：0480-34-1111（内線234・235） FAX：0480-34-1098